

2022年3月31日

各位

富山市室町通り一丁目1番32号
富山信用金庫
理事長 山地 清

「相続専用定期預金」の取扱開始について
～相続により取得した資金を有利な金利でお預け入れ～

富山信用金庫（理事長 山地 清）では、2022年4月1日（金）より、相続により取得した資金を原資として有利な金利でお預け入れできる「相続専用定期預金」の取り扱いを開始いたします。

他金融機関を含む金融機関での相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金（不動産や有価証券等の換金代金含む）を原資として預け入れいただける個人の方が対象で、期間は1年、適用金利は年0.20%。預入金額は100万円以上で、相続により取得した金額の範囲内とします。お預け入れに際しては、相続の内容が確認できる書類が必要となります。

○「相続専用定期預金」概要

1. 取扱期間：2022年4月1日（金）～2023年3月31日（金）
※市場動向により期間内であっても取扱いを一時停止または終了する場合があります。
2. 預入対象者：金融機関（当金庫以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金を原資として預け入れいただける個人の方
※相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金も預け入れ可
3. 預入期間：1年
4. 預入金額：100万円以上 ※相続により取得した金額の範囲内
5. 適用金利：年0.20%

以上